

# 新聞記事に見る“大阪模範盲啞学校” ～明治11年 - 明治13年～

新谷 嘉浩

近畿聾史研究グループ



本稿の題名になっている「大阪模範盲啞学校」は、大阪府の学務課長・日柳政愨の尽力で、明治12年11月に大阪ではじめての公立盲啞学校「大阪模範盲啞学校」として開校された。しかし、翌年（明治13年）の5月末に開会された大阪府議会で盲啞学校費が全部削除と決議されたことで、6月30日に廃校となった。それを受けて、学務課長を辞任した日柳政愨は、7月8日に私立盲啞学校を創立した。しかし、私立盲啞学校の経営は、寄付金や大阪慈善会の配当金にたよったが、年毎に減少し、経営が苦しくなり、明治25年に自然廃校となったのである。

本稿は、新聞記事を通して「大阪模範盲啞学校」の沿革を整理したいと思い、新聞（マイクロフィルム）を大阪市立中央図書館や大阪府立中之島図書館で閲覧と複写をおこない、新聞記事を整理して、「大阪模範盲啞学校」に関する記事のみ転記した。また、その記事に関する内容は、各文献を参考・引用したり、筆者の考察や推測などをまとめて注記として書き加えた。明治13年7月に創立された「私立大阪盲啞学校」（明治25年に自然消滅）は、まだ整理できていないので、後年に改めて書きたいと思う。

転記した新聞は、「大坂日報」（大阪毎日新聞の前身）、「朝日新聞」（大阪）の2つである。本稿の転記については大阪毎日新聞や著作権を有する朝日新聞の承認を得ている。

## 転記について

- 1) No. (通し番号は新聞記事の発行順。) 但し、同じ年月日で「大坂日報」と「朝日新聞」の両記事が同じ似ている場合、「大坂日報」・「朝日新聞」という順で転記した。
- 2) 発行・・・元号（西暦）、年、月、日
- 3) (大坂)・・・大坂日報、(朝日)・・・朝日新聞
- 4) 《》・・・題名
- 5) 本文・・・原文のまま。但し、漢字は現行表記。振り仮名や圏点は省略。読みにくい本文はカタカナを平仮名に修正した。
- 6) \_\_\_\_\_・・・誤植、脱字、判読不可、推定。できるだけ原文表記で記す。
- 7) <略>・・・新谷が省略した箇所
- 8) [記事]・・・2)と3)、4)、5) 6)、7) を□とした。
- 9) 大阪と大坂・・・明治前期ごろまでは「大坂」だったが、1871（明治4）年、大阪府は「坂」を「阪」に改めた。この新聞記事では「大阪」と「大坂」の両方使われている。
- 10) ◎・・・注記および解説

No.1 明治11 (1878)、2、2 (大坂)

《雑報》

○府下の廢人の内盲目と啞者の数は四百余人なりと此者ともよも相当にて学事を習さんとて公立盲啞学校を新設せらるゝお催しありと

◎盲目を「めくら」、啞者を「おし」、盲人や聾啞者を含めて障害者を「廢人」と書いており、明治初期における呼称がはっきりとわかる。

◎翌日（2月3日）に古河太四郎と遠山憲美と一緒に鈴木守行（市井掛）にその記事の載った『大坂日報』を届け、府でも至急評議されるよう要請した。この記事によって京都府盲啞院の開設が早まったと言える。

(文献1) (文献2)

No.2 明治11 (1878)、2、20 (大坂)

《雑報》

○先日廢しせられし旧師範学校は当府へ受取りつなりしが今度同校内へ盲啞学校幼稚園商法学校を設けらるゝと

◎この旧師範学校とは、文部省が建てた国立の「大阪師範学校」のこと。教員養成の目的で明治6年末に建てられたが、明治10年に起こった西南戦争で財政逼迫した中央政府はこれを明治11年2月に廃校にしてしまった。(文献3)

No.3 明治12 (1879)、2、9 (大坂)

《雑報》

当府幼稚園はいよいよ不日に着手され又た商法学校并盲啞院をも漸次に設置さるゝ五都合なりとの概説

◎この当府幼稚園は府立模範幼稚園のことで明治12年5月に設置されたが、16年7月、府会の決議によって廃止となった。(文献4)

No.4 明治12 (1879)、4、17 (朝日)

《雑報》

西京にて盲啞学校を開かれし遠山氏は今度當地へ来られ中の嶋中学校にて官立模範学校を開かれる由を願ひ出られしに既に許可になり近々より開校のよし

◎この遠山氏とは遠山憲美氏のこと。遠山憲美氏は嘉永2 (1849)年3月1日に宇和島伊達藩士の遠山帥徳の次男として宇和島で生まれた。明治4 (1871)年にアメリカに渡り、サンフランシスコの仏商館で働いている二人の聾啞者の姿に感銘。日本での盲啞学校設立の必要性を痛感する。明治10 (1877)年に京都に止宿し、植村正直京都府知事に「盲啞訓養設立ヲ促ス建議意見書」を提出。

遠山の建議提出を知った古河太四郎は、明治11年1月9日、植村知事に盲啞教場の拡大計画による「盲啞生募集御願」を提出。二者競合のうち盲啞院設立の運動は急速に盛り上がる。5月24日、京都盲啞院が開校。古河太四郎は教員、遠山は用掛として採用された。(文献5)

◎下記の文書は、大阪府から京都府へ教師派遣を依頼したもので、当時の京都盲啞院において盲啞児教授法の経験者であり、盲啞学校の開設準備にあたることができる人物といえ、古河太四郎と遠山憲美の他に考えられなかった。この文書から大阪府学務課は京都府学務課に遠山憲美の派遣を依頼した文書であろう。その結果、記事No.4の通り、遠山憲美が大阪に派遣されることとなった。(文献6)

第五拾五号

御府知事殿へ当府知事より盲啞教師入用之次第、御談示致置有之候に付而は、其人物御撰み中とは存候得共、猶為念及御照会候条、可相成は速に御運被下度、此段御依頼旁、申入候也。

十二年四月十五日

大阪府学務課

京都府学務課

御 中

No.5 明治12 (1879)、5、8 (大坂)

《大阪府録事》

○学第七十八号

学区取締、同補

盲啞学校開設可致ニ付テハ各学区ニ於テ年齢六年以上二十年迄ノ盲及啞共明細ニ取調来ル十五日迄可申出候此旨相達候事

明治十二年五月六日 大坂府知事渡邊昇

◎この記事は5月6日付けで5月15日までに6才から20才までの盲人や聾啞者の実態を調査して提示するよう学区取締、同補あてに指令したものである。これは生徒募集における具体的資料を得る目的で実施された。

◎渡邊昇は日柳政惣と共に大阪府の学校制度を創設、推進した人である。渡邊昇は長崎県大村藩士で、剣士としても名高く、維新にあたっては、坂本竜馬と共に薩長の調停にあたり、新政府下では、専ら司法関係の要職におり浦上キリシタン処分などに辣腕をふるうなどしていたが、明治4年8月盛岡県知事から大阪府大参事となって赴任した。11月には権知事となり、その後知事に昇格し、明治13年5月まで、8年6ヶ月、大阪府の最高責任者として大いに業績をあげた。明治5年に、学務課長として日柳政惣を兵部省から招き、両者で小学校・中学校・師範学校・盲啞学校・幼稚園などを次々とつくり、勤労児童も就学できるように、貧民学校・下々等小学・夜学・女紅場などバラエティーに富んだ教育政策を行なった。(文献7)

渡邊知事が元老院議官として大阪を離れたあとは参事院議官、会計検査院長を歴任し、明治31年に退いたあとは自宅に道場を設け子弟の武術教育に尽くした。(文献8)

No.6 明治12 (1879)、5、23 (大坂)

《雑報》

○西區にて今度六年より本年までの盲啞を取調べしに盲六名啞十一名ありしと

No.7 明治12 (1879)、5、24 (朝日)

《雑報》

○盲啞院開設なるに付き一昨日西區役所にて入院の者を取調べなりしに六年以上廿年迄の盲が十六人啞が十一人なりしと云ふ

◎No.6、No.7の記事はNo.5の指令によって実施された調査の結果である。No.6とNo.7の盲人数が食い違っているが、内容的にNo.7の記事の方が信憑性高い。明治

12年当時の大阪府西区における盲人や聾啞者の人数が判明したことでこの記事はとても貴重な資料といえる。

No.8 明治12(1879)、6、10(大坂)

《大阪府録時》

○番外 学区取締、同補

本年五月學第七十八号ヲ以テ盲及聾共年齢六年以上式十年迄ノモノ取調可申出旨被達候處未タ差出無之部モ有之候條取締来ル十五日迄ニ無遅滞開申可致此段及通達候也(但右年齢ノモノ有無共可申出候)

明治十二年六月六日 大坂府学務課

◎明治12年5月6日に出された実態調査は未だに調査結果が出されていないので、改めて調査をするよう指令を出した。

No.9 明治12(1879)、6、20(大坂)

《雑報》

○今度盲聾学校を設立さるゝにつき京都府より盲聾學の機械を取寄せらるゝ由

◎盲聾学校の創設に向け、京都盲聾院に教具などの調達を依頼している。

◎大阪模範盲聾学校の準備について、京都府知事宛に教授用の諸器械を下記のとおり依頼した。また、諸般の事務打ち合わせのため、5月12日学務課長日柳政翹が京都へ出張した。(文献9)

第四百九十四号

当府ニ於テ不日盲聾学校開設可致ニ付而ハ、御府盲聾院ニ於テ即今御用ヒ相成居候通り之教授用諸器械一揃宛、新ニ御整調、至急御差回相成度、右之段乍御手数及御依頼候也。

十二年五月十日 大阪府知事 渡辺昇

京都府知事 植村正直 殿

追テ、右御製調ノ上ハ、代価・運送賃等子細ニ御申越相成度、尤不日掛リ之者出京ノ上、直チニ御照会可申手筈ニ有之候条、此段併而申進置候也。

No.10 明治12(1879)、6、24(大坂)

《雑報》

○府下盲聾の数は二百二十九名にて市中で八十六名西成郡で五十一名にて聾よりは盲人の方多しとぞ

◎大阪府下における盲聾の数を見てみるとNo.10(明治12年6月24日)の数がNo.1(明治11年2月2日)より半数以下減っていることがわかる。これは明治10年9月22日(大阪市内での最初の患者が発生した)から

大阪で流行したコレラが原因で半数に減ったのではないかと推測される。(文献10)によると明治10年の大阪での患者総数は1619人(全国13,816人)で、死者は1,228人(全国8,027人)であり、死亡率は75.8%(全国58.0%)に達した。明治11年には患者はなくなったが、明治12年の夏には全国に猛威をふるい、患者9,332人中7,291人が死亡した。そのため小学校で休校するところが続出したとのこと。(文献11)

No.11 明治12(1879)、7、26(大坂)

《雑報》

○當府盲聾学校は上町の師範学校内に設けられる事になりさりと云ふ

◎この上町の師範学校は大阪府師範学校のこと。文部省直轄の師範学校は明治11年2月に廃校(No.2を参照)となった。大阪府が設置した師範学校は、明治6年末に講習所としてスタートし、明治7年1月の督学局布達により、同年5月に伝習所が設けられた。明治8年8月に大阪府師範学校と改称し、10年6月に常安町(現大阪市北区)の新校舎に移った。その後11年4月、さきに廃止となった文部省直轄の大阪師範学校跡に移転した。(文献12)

No.11 明治12(1879)、8、8(大坂)

《大阪府録時》

○學第八十七号

模範盲聾学校々則別冊ノ通候條此段相達候事(別冊次号)

明治十二年八月五日 大坂府知事渡辺昇

◎8月15日、学第87号で本校の校則が公布された。「大坂日報」にも8月9日付から14日付まで連載で公開している。(No.12~15、17~18)

No.12 明治12(1879)、8、9(大坂)

《大阪府録時》

○學第八十七号(前号ノ続キ)

模範盲聾学校則 第一章 通則

第一條 盲聾教授法ノ如キハ一種特殊タルト雖トモ其教フヘキ学程ハ普通ヲ旨トスルヲ以テ概ネ小学師範学校ノ教則ニ随ヒ且実施ニ付更ニ新法ヲ旨トスルヲ求ムヘシ

第二條 此ノ学程ヲ二等ニ區別シ上等学科下等学科ヲ各々五級ニ分チ每級必ス試験ヲ経テ上等ノ者ハ卒業証書ヲ与フ但シ初テ入学スル者ニシテ固有ノ学力アル者

ハ臨時試験ヲ以テ其適カヲ見相當ノ級ニ入ルコトアルヘシ

第三條 一級ノ学期ハ大約六ヶ月トシ三十ヶ月ヲ以テ一等ノ課程ヲ卒業スル者トス上下併セテ六十ヶ月トス雖トモ生徒ノ性質ニ因テハ始ヨリ上等ヲ践マシムルコトアルヘシ

第四條 此二等ノ学科ヲ授クルニハ生徒ノ年齢ニ拘ラス其感覺ノ等差ニ依リ初メヨリ相當ノ級ニ編入ス

第五條 上下二等合セテ十級トス毎級ノ諸科ハ必ス同一ニ習熟セシメ勉メテ同時ニ同級ヲ卒ヘシムヘシ

第六條 修業時間ハ一日四時間ヲ以テ正課ノ時限トス

第七條 生徒入学セントスルトキハ末段ニ示ス書式ノ証書ヲ差出シ加フルニ其天稟或ハ中途ニテ其盲トナリ啞トナリタル原由ヲ詳記シ之レヲ出スヘシ本校ニ於テハ之レヲ檢閲シテ次条ノ取扱ヲナスヘシ（但シ未タ種痘セサル者ハコレヲ種フルアト入学ヲ許ス）

第八條 生徒入学ノ時其不具者トナリタル原由書ヲ差出シタレハ其来由ヲ檢閲シ就中治療ニ掛ル容体ナル者ハ病院ニ協議シテ父兄ニ計リ教授ノ外ニ其治療ヲ請ハシムヘキ事

第九條 就学ノ当日本人并添ノモノ共学校番ノ案内ヲ受ケ教員ニ面会シ而シテ校中ノ諸規則ヲ覚悟スヘシ盲者ハ之ヲ聞シメ啞者ハ之ヲ見セシム

第十條 初テ就学ノ本人ヲ教員誘引シ扣所ニ於テ諸生徒ヘ立礼サセ諸生徒モ答礼シ盲者ハ辞ヲ以テ啞生ハ手勢ヲ以テ互ニ交誼ヲ表通スヘキ事

第十一條 生徒ハ事故ナクシテ退校ヲ許サス若シ止ヲ得サル事故アリテ退校ヲ請フモノハ学校長教員ニ於テ事實審問ノ上之レヲ許ス事

第十二條 生徒ノ中年長ニシテ学業上達ナル者ヲ舎長トス

第十三條 毎月ノ末生徒ノ試験表ト行状ト出席表ト三ヶ表ヲ平均シ優等ノ者ハ賞与アルヘシ

第十四條 毎日生徒上校ノ節ハ之ヲ点見シ出席簿ニ記入スヘシ盲者ハ自ラ記スヲ得サレハ看護人ニ告ケ之ヲ記サシム

第十五條 生徒ノ中家貧窮ニシテ教場必用ノ書籍器械ヲ購フ能ハサル者ハ其事實ヲ質シ校内備用ノ品ヲ貸与スヘシ（但シ事情ニ依リテハ取調上申ス）

第十六條 上校中伝染病ニ罹ル者ハ之ヲ施行ス当月授クル所ノ学業ヲ試ミ点数ノ多少ニ寄リ席順ヲ定メ其姓名ヲ教場ニ揭示ス

第十七條 月例試験ハ毎月末之ヲ施行ス当月授クル所ノ学業ヲ試ミ点数ノ多少ニ依リ席順ヲ定メ其姓名ヲ教

場ニ揭示ス

第十八條 一年二回階級試験ヲ行フ（但學業特別進歩ノ者ハ臨時試験ノ上昇級スルコトアルヘシ）

第十九條 大試験ハ已卒ノ諸科温習ノカヲ見ル者ニシテ上下二等ノ課程ヲ卒業シタル時ニ方リ之ヲ行フ

（以下次号）

No.13 明治12（1879）、8、9（大坂）

《雑報》

○今度盲啞学校を設立せられるに付き盲啞生徒男女四十名を限り入学を許される由

◎これは第168号をもとに紹介された記事であり、盲生男女20名、啞生徒20名を定員として定めたものであろう。記事No.16に公示記事あり。

No.14 明治12（1879）、8、10（大坂）

《大阪府録時》

○學第八十七号（前号ノ続キ）

第二章 教員須知

第一條 生徒ノ坐作進退ニ就キ看護スルモノナレハ其言語行状ニ注意シ惡風ノ生セサランコトヲ守レ

第二條 都テ教員ノ指揮ニ依リ生徒ヲ取扱フ事

第三條 看護人ノ怠リヨリ生スル諸事ハ其責看護人ニ附ス

第四條 教則カ授業ノ方法ヲ改革釐正シ或ハ自ラ發明セル法ヲ施サント欲スルトキハ之ヲ同僚ニ合議シ大事ハ学務課及学監ニ進陳シ小事ハ校中ニテ改ム

第五條 教員ノ中ヲ撰ヒ監事ヲ置ク

第六條 監事ハ教場内部ヲ董監スルヲ以テ闔校教授ニ関スル諸事ハ其責ニ任ス

第七條 教員上校ハ正課時限前迄トス（但シ毎時出席表ヘ拇印スヘシ）

第八條 教場ニ在テハ生徒ヲシテ輕躁騷擾ナサシメサルヘシ

第九條 号報に應シ遅淹ナク生徒ヲ引率シ指令ヲ静肅ニシ教場ヲ出入スヘシ

第十條 生徒ヲシテ教場へ出入ノトキ手ヲ垂レ足並ヲ揃ヘ整列黙行セシム

第十一條 毎課修業ノトキハ生徒ヲ扣所ニ引率シ令ヲ定メ區別ヲ立テ散歩セシム

第十二條 遊歩時間ニハ教員交番ヲ以テ生徒ヲ率ヒ遊歩場へ出テ危害ノ遊ヲ制ス

第十三條 敬禮スヘキ人コレアルトキハ該教師令ヲ下シ各生徒へ立禮セシム



第十四條 月例試験毎ニ席順ヲ改ムガユヘニ生徒ヲリ  
其都度自身ノ番号ヲ記憶セシメ置クヘシ  
第十五條 生徒モシ規則ヲ犯ストキハ其犯由ヲ審問シ  
然ル後禁示ニ照シテ處置ス  
第十六條 書籍器械等ハ監事都テ之ヲ管掌シ出納ノ都  
度必ス簿冊ニ記載ス  
第十七條 階筈試験ノ節若シ貸与スル所ノ書籍器械ア  
ルトキハ一旦還納セシメ蔵書目録ニ照シ紛亂遺失ノ弊  
ナキ様注意スヘキ  
第十八條 教師事故アリテ欠席スルトキハ其委曲ヲ本  
校ニ報ス但シ授業時限ニ後ル可ラス

(以下次号)

No.16 明治12 (1879)、8、13 (大坂)

《大阪府録時》

○第六十四号

今般模範盲啞学校ヲ開設相成候ニ付テハ兼テ取調差出  
候盲啞ノ内即今男女各二十名ヲ限り都合四十名入学可  
為致候各校へ配布相成候校則及ヒ教則ニ依リ志願ノモ  
ノハ本月廿日迄ニ取調中之嶋師範学校出張所へ可申出  
此段及通達候事

但郡村ノ向ハ兼テ取調相成候盲啞ノ内市中ニ親戚或ハ  
身寄ノモノ等証人ニ立テ入学ニ不差問様可致候

明治十二年八月九日 大坂府学務課

No.15 明治12 (1879)、8、12 (大坂)

《大阪府録時》

○學第八十七号 (別冊前号ノ続)

第三章 看護人心得

第一條 生徒ノ坐作進退ニ就キ看護スルモノナレハ其  
言語行状ニ注意シ悪風ノ生セラシコトヲ守レ

第二條 都テ教員ノ指揮ニ依リ生徒ヲ取扱フ事

第三條 看護人ノ怠リヨリ生スル諸事ハ其責看護人ニ  
附ス

第四條 非常ノ警伝アルトキハ些モ騒カス静ニ生徒ヲ  
ソ其場及其事ヲ避ケシムルコト緊要ナリトス

第五條 生徒規則ヲ犯ストキハコレヲ審ニシテ教員  
ニ報告シ指揮ヲ待チ處置スヘキ決シテ自断スヘカラサ  
ル

第六條 生徒授業時間中ニモ教師ニ向ヒ用事ヲ表シ離  
席スルトキ其他大小便ニ行クトキハ混雑セス且ノ不潔ノ  
所為之レナキ様注意スヘキ

第七條 生徒食堂ニ就クトキハ之レニ隨テ入堂シ各自  
ノ食具錯乱セサル様及茶水ヲ与ヘ盲者等ニ至リテハ其  
箸ヲ執ラシムル迄畢テ跡片付ケニ至ル迄丁寧ニ取扱ヒ  
些モ偏頗固執ノ所業ナク又飲食物ニ腐敗有害ノ者ナキ  
ヤ細カニ之レヲ調フベシ決シテ姑息ノ所業ヲナス可ラ  
ス

第八條 生徒病アラントスルノ容軀ヲ見ルトキハ詳ニ  
之レヲ聞見シ其様子ヲ教員ニ報スヘシ

第九條 上校ハ正課時刻ヨリ三十分前下校ハ亦三十分  
後ニナスヘシ

第十條 諸生徒互ノ物品ヲ彼是シ或ハコレヲ弁別セサ  
ルトキハ親切ニ示諭スヘシ

(以下次号)

No.17 明治12 (1879)、8、13 (大坂)

《大阪府録時》

○學第八十七号別冊 (前号ノ続き)

第四章 舎長心得

○舎長ハ生徒ノ内高等ニ進みし者これに當ツ其行ふ所  
稍教員ニ亞クを以テ篤実温和なるを要ス

○都テ教員ノ指揮ニ依リ生徒を教授する事

○授業上に不審ノ件あらハ教員に質問する事

第五章 生徒心得

○校中に在テハ万時教師ノ指揮に従ふヘキ事

○生徒ハ互いに信義和親を以テ交るヘキ事

○上校ハ必ず授業時限十分前トす

○病氣又は事故にて不参ノ節ハ其趣キ届出ふヘキ事但  
し病氣二週以上に及ぶ者は医師ノ診断書を差出すヘキ

○上校中病ノ起らんとするノ容体なるときは直ちに看  
護人に其旨を報すヘシ

○非常ノ節教師或ハ看護人ノ指揮に従ひ些モ狼狽すへ  
からず

○正課中他席を犯かすこと勿レ

○他人ハ勿論自己ノ書籍器械衣服等を毀損又は匿失す  
ること勿レ

○受業中盲生私に談話し啞生ハ他人ノ善惡形姿を模似  
すること勿レ

○受業ノ始終喫飯ノ時限所定ノ号報に随ヒ進退すヘシ

○受業に付き有用ノ物品ハ遺漏なく上校ノ節持参すヘ  
シ

○受業時間ノ外猥りに教場に入るヘからず教場に於テ  
書籍器具を取乱ヘからず

○教場於テ奔走高声等なすヘからず

○受業中告げんとする用事之れあるときは右手を挙げ  
て其意を通すヘシ

○生徒上校下校ノ途中他人ノ輕侮罵言等を受くるとき

は直ちに近傍の人に懇頼し其制遏を請ふへし若し其暴行の事由甚しき者は其居所姓名を記し之れを看護人に訴ふへし

- 校内又は路上に於て瓦石弾丸の類を擲つこと勿れ
- 他人を嘲弄及打殴すること勿れ
- 壇垣及屋上柱礎に攀登すること勿れ
- 許可なくして教場装置の器械を使用すへからず
- 校内及給貨物を粗暴に取扱且損失すること勿れ但し其損失の都合に依りこれを購はしむこともあるへし
- 無用の玩弄物を携へ来るへからず
- 傘履の類乱雑に置くへからさる事
- 校内庭園の花木を折り取ること勿れ一校内其他とも漫書いたすへからさる事
- 他人教場に入るときは礼節を行ふ外四顧指点等をなすへからさる事
- 教場へ外套を着し襟巻戴帽の儘出席なすへからさる事
- 上校下校の途中他人に向て無体を行ひ又は悪戯すへからさる事

(以下次号)

◎第四章の舎長制度は、京都盲啞院の規則には見当たらず、大阪独特の制度である。盲啞生徒の内、優秀な生徒は舎長として採用すると決められている。(記事 No. 1 2 第一章第十二条)

No. 1 8 明治 1 2 (1879)、8、1 4 (大坂)

《大阪府録時》

○学第八十七号別冊 (前号の続き)

第六章 来観規則

第一条 教場の来観を乞う者は何人を問はず先つ名刺を学校番に出すへし学校番之れを教員に達し教員許諾の上教場に入る事

第二条 来観人は一時三人の上に出てさる事但し試験の節は此の限りにあらず教場の都合に依るへし

第三条 来観人甲教場より乙教場に移らんと欲せば必ず甲教場一課の終るを俟ち乙教場の紹介を得て其場に入る事但し府県学務掛の者来観は此の限りに非ず

第四条 参観は必ず始業時間の外を許さゝる事

第五条 参観中喫煙又は発言を禁す且猥りに席を離る可らさる事

第六条 授業方法に於て不寄の件あり又は授業上に種益ある諸件を陳述せんとする者は接客所に就て教員に質し且見込を述ぶへき事

第七条 休業日

- 孝明天皇祭
- 紀元節
- 春秋皇\_\_祭
- 神武天皇祭
- 神嘗祭
- 天長節
- 新嘗祭
- 夏期休学 (七月二十日より八月十日まで)
- 冬期休学 (十二月廿五日より一月十日まで)
- 毎月日曜日
- 土曜日半日

証

何郡何町何番地 士族或平民誰の子弟  
盲或啞

姓 名

何年何ヶ月

寄留の者は當地住所其本貴士族平民誰某氏の子弟云々を記すへき

右入学為致候に付ては御規則堅く相守精勤可為致候也父兄親族の者

姓 名 印

年号月日

寄留人なれば親族身寄の者か又は朋友にても當地在籍の者を証人に立つべき事

何郡何町何番地居住寄留 士族或平民誰の子弟  
模範盲啞学校御中 証人 姓名

印

◎学期教則 (No.12~15、17~18) は「(略) 大阪模範盲啞学校ノ学期教則等モ大略京都盲啞院ト均シト雖モ其兒童入院ノ前ニ當リ先ヅ之ヲ小学校ニ入レテ傍聴傍観等ヲ為サシムル等ノ事ナク又盲生ニ唱歌音楽手芸等ノ科ヲ教ヘ啞生ニ理科及ビ化学ノ科ヲ教フル如キハ稍ク其異ナル所ナリ (以下略)」(文献 13)

初期の京都盲啞院では、学令の兒童が入学希望すると、盲生には課業表と手算法図を、啞生には課業表と手勢法図をあて、一年間居住地に近い小学校の下級七~八級の教場で、盲生は傍聴、啞生は傍観させた上、満七才に達してから、はじめて入学を許可する方針をとった。(文献 14)

◎「盲啞教則」「一週間課業時間表」については、『大阪府教育百年史』第二巻資料編 (1971 年 3 月発行/大阪府教育委員会) P424~426 を参照のこと。

No.19 明治12(1879)、9、14(大坂)

《雑報》

○上町師範校内に設けらるゝ盲啞院は明日より着手せらる

No.20 明治12(1879)、9、14(朝日)

《雑報》

○上町の舊師範校内へ新築なる盲啞学校は来る十五日より着手に相成るよし

◎このNo.19とNo.20の記事は、9月15日より大阪府師範学校の構内に校舎の建設がはじめられたが、(文献15)によると10月上旬には落成したとのこと。

No.21 明治12(1879)、10、5(大坂)

《大阪府録時》

○天第三百三十五号

法円坂町府立大阪師範学校内へ盲啞学校設置候條此旨管内無洩相違候事

明治十二年十月三日 大阪府知事渡邊昇

◎この記事は10月3日に大阪模範盲啞学校の開設の公示された内容である。(文献16)で「府立大阪模範盲啞学校」が正式名称であろうと述べているが、筆者の見解では大阪府からの公示や記事を見ると「大阪模範盲啞学校」が正式名称ではないかと考えられる。

No.22 明治12(1879)、10、11(朝日)

《雑報》

○上町師範学校内の盲啞学校へ已に近県より入学を出願せる者十余名あり府下よりも追々入学を出願すると

◎この記事によると大阪府の他、堺県(明治14年2月7日に大阪府へ合併)などから入学希望生徒がいたと考えられる。

No.23 明治12(1879)、10、26(朝日)

《雑報》

○末吉橋通三丁目和田喜三郎が編輯にて出版せし盲啞五十韻は盲啞院にあるより他に原稿はなき者なれば同人を呼出し取調べられしに道路の夜店にて買入し旨を答へ曖昧なれば戸長等を呼出し取調べられると

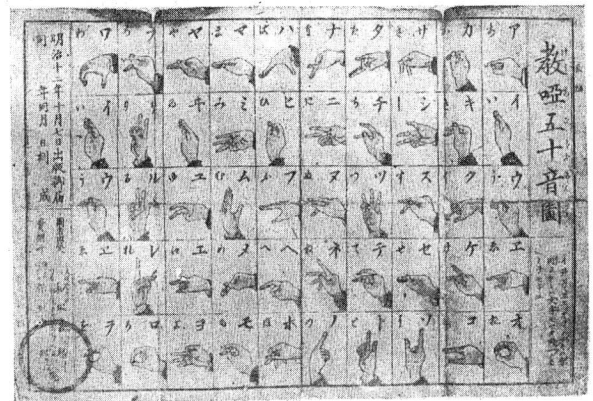
◎この和田喜三郎が編輯した「盲啞五十韻」は、(文献17)で紹介されていた。「教啞五十音図」(図1)は明治12年10月7日出版御届とある。そして同年同月同日刻成りしものとして、図音出版人は大阪府平民和田

喜三郎(大阪府下南区末吉橋通四丁目十六番地)とあり、黄捌所は順慶町心齋橋西、保田與三郎である。(文献18)

◎和田喜三郎という人は、大阪府下南区末吉橋通四丁目十六番地に住んでいた事以外、わからない。

◎この記事での「盲啞院」は、京都盲啞院と大阪模範盲啞学校のどちらを指すのだろうか?大阪模範盲啞学校が開校されるまで、当時の新聞が「盲啞院」「盲啞学校」の両方を使用している。(記事No.1~4、7、9、11、13、19、20、22)この事から、「教啞五十音図」は開業前の大阪模範盲啞学校に寄附したのではないかと推測される。

◎参考:京都盲啞院の古河太四郎が考案した「啞五十音字形手勢(形象五十音文字)」は幼児や聴者用に、高学年(三級以上)や啞者互談用には京都盲啞院の開業式で配布した「瘡啞手勢五十音」や私立大阪盲啞院で用いたと見られる「五十音手勢捷法(五十音符号手勢)」がある。(文献19)



『教啞五十音図』(図1)

No.24 明治12(1879)、10、28(大坂)

《雑報》

○上町盲啞学校は来月一日に開校式と行はるゝとの事

No.25 明治12(1879)、10、29(朝日)

《雑報》

○當師範学校の表門に入ると直に路の右方の傍に銅線を引き盲人通行の便にせらるゝと云ふ

○今度盲啞学校開設に就て教授用品買上になりし金高は三百圓を越たりと又同校にて不日附属試業場を開設せらるゝよし

○来月一日盲啞学校の開業式には陸軍一等軍医正緒方

維準氏が出張せられ盲人生徒を診察して治療に罹る者は夫々治療とせられると

○南区心斎橋一丁目池上儀八は単語編の大圖博物館の大圖大算盤の三種を盲啞院へ献納せり

○東京楽善会の摂理大内青巒・高津拍樹の両氏は訓盲事務取調の為め京都盲啞院と経過し當地盲啞学校へ来られ県り遠山氏と詳悉訓盲の事を協議せられたりと又東京訓盲院は築地に巨大なる建築にて不日開院せらるゝよし

◎校庭に針金を引いて盲生通行の便をはかるなど、細心の注意がはらわれており、教授用品の購入費として府から支出された金額は300円であった。(文献20)

◎緒方維準：幕末の洋方医として知られた緒方洪庵の二男(長男は早世)で、医学研究のためオランダに留学し、維新後宮中の典薬医に召され、さらに陸軍に奉職した。大阪鎮台病院長になったのは1878(明治11)年7月で、1880年には軍医監兼薬剤監に進み、同年6月に赴任した。その後、軍医本部次長・東京陸軍病院長・近衛軍医長など要職に就き、1887(明治20)年に退官してからは、大阪に緒方病院を設立して院長となり、医業に従事した。1909(明治42)年7月20日、67才で没した。(文献21)

◎大内青巒(1845~1918) 仏教学者。雑誌「明教新誌」の発行、尊王奉仏大同団の結成など仏教興隆に尽力した。東洋大学学長になった。「碧巖録講話」などの著書がある。(日本国語大辞典による) 青年のとき上京、三条実美、岩倉具視、木戸孝允らと深く交わり、その後小野梓、馬場辰猪両氏と「共存同衆」という会を設け、醒世教民のことに専念し、大洲鉄然、島地黙雷両師らと広く全国を巡遊し、布教に努めた。禅僧の身で西本願寺法主大谷光尊の師傳となった。

東京楽善会設立に当たっては楽善会員となって、有志の勧誘に努め、初代校長となって経営に当たった。(文献22)

◎高津拍樹(1835~1925) 明治9年8月、津田仙の紹介で、楽善会に入会し、13年1月訓盲院開始とともに大内総理のもとに教務囑託、大内院長の辞職のあと院長心得。国立移管とともに文部省御用掛となり、読み方習字を教授した。のち再び国語教授の囑託、分離とともに盲学校教諭となった。(文献23)

◎大内青巒らは明治12年9月21日に東京を出発、京都・大阪における盲啞教育を視察した上、11月8日に帰京した。楽善会訓盲院の事務開始は、この翌年の1月5日であった。(文献24)

No.26 明治12(1879)、10、31(朝日)

《雑報》

○盲啞院の開業式は兼て明一日の筈なりしが同日は勸工場の開業に當れば更に五日より開院と定められたり

◎はじめは11月1日に挙式の予定であったが、渡辺知事が上京中である上に、この日は大書記官の宍戸昌も江戸堀にある勸工場の開業式に列席することになったので、5日に延期されたのである。(文献26)

No.27 明治12(1879)、11、2(朝日)

《雑報》

○豫て噂せし盲啞学校は本日の稟告にもある通りよいよ来る五日が開業に付當日は陸軍一等軍医正緒方維準氏並に軍医松井順三氏が臨場せられ眼疾治療の成否を診察せられるとの説なれば盲人にて診察を願ひ度者は同日参校すると診察料は入らずに診て貰へます。

No.28 明治12(1879)、11、2(朝日)

大阪模範盲啞學校  
廣 告  
來ル五日午前第十時當校開校式執行ニ付盲人啞人共長幼ニ拘ラス聞見ノ為メ出場差許候  
十二年十一月一日

《廣告》

○來ル五日午前第十時當校開校式執行ニ付盲人啞人共長幼ニ拘ラス聞見ノ為メ出場差許候事。

十二年十一月一日

大阪模範盲啞學校

◎5日の開校式挙行につき、一般の盲人・聾啞者にも参観させようと上記の広告を出した。

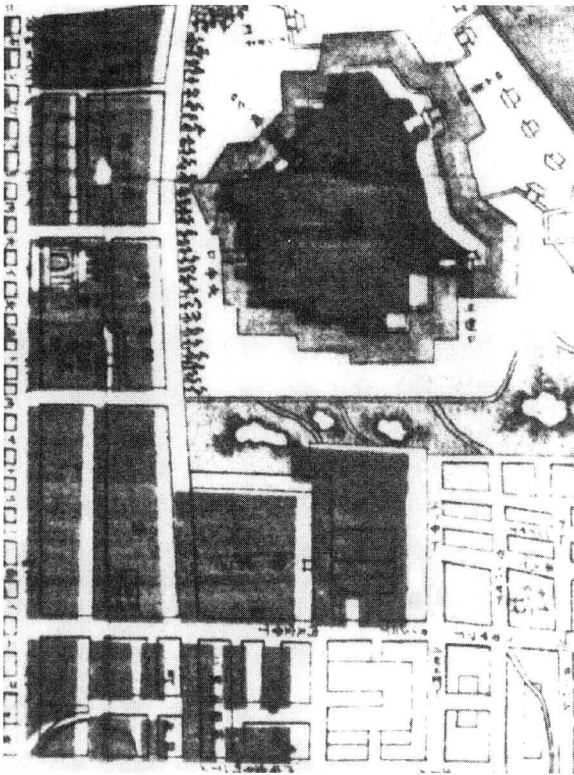
No.29 明治12(1879)、11、6(朝日)

《雑報》

○豫て噂ありし盲啞学校は昨日午前九時開校式を行はれ穴戸大書記官及び学務課長日柳一等属の両君が出張せられました

◎日柳政愬 (1839～1903) 字は終吉、はじめは秋帆(しゅうはん)、後に三舟または草亭主人と号した。1839 (天保 10) 年 7 月 10 日讃岐国那賀郡榎井村に生まれた。父は日柳燕石。1868 (明治元) 年 8 月 25 日、父燕石は 52 才で越後の柏崎に陣没したが、その翌年政愬は 31 才で兵部史生になり、ついで陸軍兵学大属に任ぜられ、勤務中に大阪府権知事渡辺昇の知遇を得て、1872 (明治 5) 年大阪府大属に移り、学務を管掌することになった。(文献 27) 学務課長に就任した日柳政愬は、明治 13 年 5 月に渡辺昇が大阪を去った翌 6 月官を辞し、府が廃止した盲啞学校を私立として継続したり、実学校によって勤労大衆の教育をしたり、浪華文会から低廉な教科書を発刊したりして、野人の立場から大阪の教育につくし、大阪の土となった。(文献 28)

参考：『大阪市盲教育 70 年史』昭和 45 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 P159～164 「日柳三舟翁逝く」「三舟遺」「日柳三舟翁建碑式」「覆甕小稿」



『大坂細見全圖 (明治 13 年 5 月)』(図 2)

No. 3 0 明治 1 2 (1879)、1 1、8 (大坂)

《雑報》

○少し遅蒔なれども去五日大坂盲啞学校開業式の景況を茲に略記せんに同校は上町師範学校構内にして該教

場第五室内に花氈を敷き列ね其日臨場ありしは穴戸大阪府大書記官・緒方一等軍医正・松井軍医・日柳一等属・訓導平津良造・石井鈞三郎・盲啞校主任者遠山憲美・学監遠上、岡・派駐訓導島津氏等にて京都盲啞院長古河太四郎氏も臨席あり 次に生玉佐野方の雅楽人と真鍋豊平氏及び府下著名の法師連菊梁、菊塚、豊賀、菜山、菊巒、菊高、菊中、菊澤、芳弥等一舜に座を占め盲啞生後廿余人は中央に進み傍聴人は其背後に居並びけり 先づ第一に奏楽あり 遠山盲啞学校掛、石井師範学校訓導、平津同訓導、日柳学務課長、穴戸大書記官等祝文と朗読せらる此時奏楽 次に真鍋豊平氏と盲啞学校手伝雨森まさ氏と須磨琴を合奏し次に九法師各秘曲を奏し人の心を澄ましたるは何とも言語に尽し難く仙境に入るの思ひあらためたり 曲罷むで生徒に校則と又盲生徒には手算法盲生徒には手勢法とを頒与し何れもへ大饅頭十個与へらる 次に緒方軍医正の篤志を以て盲人の眼疾を驗そる為め設けられし検眼室あり盲人にして検査希望の者は茲に入り順次に緒方松井両君の点検を受けたり 大書記官始め諸員も臨席あり盲人四十余任の内検して見れば治療行届くべき者十余名ありといふ 実に此校の設けあるが為に意外の幸福を得たりといふべし 此検査畢りて一同教授器械陳列場より諸教場の縦覧を許され穴戸大書記官始め開校祝宴の席に就かる 諸人へは大饅頭を与え法師其他へは上等の弁当をあてえられたり 又次は九法師が琴三絃一絃琴胡弓三味線琵琶等の妙曲を奏し各酒肴の饗しを受け又教場に入りて凸字その他諸教授器械を摩擦しをどして午後六時に各々退散せり 此日師範学校試験の為め来り合せし女生徒中西みかは十四年十月月なるが席上にて祝文を作り朗読せしは臨観人を感じせめたりと且つ此開校式は大坂諸学校に於て未だ此の如く盛んなるを見ざりし所なるべしといふ穴戸、日柳、石井、平津并は生徒中西等諸氏の祝詞真鍋氏の祝歌等あり何れも金玉なれども余白に乏しきを以て此度は畧しぬ

◎明治 12 年 11 月 5 日に大阪模範盲啞学校の開業式が行なわれた様子。京都盲啞院長・古河太四郎の列席や盲啞学校の主任者(肩書は「盲啞学校掛」)が遠山憲美であることが書かれている。

◎開校式の日、大阪鎮台病院長緒方惟準と軍医松井順三が盲人の開眼検診を行なったが、一般の盲人を除いて 15 名の盲生のうち、8 名のは治療が可能であると診断された。(文献 29)



No.3 1 明治12 (1879)、11、8 (大坂)

《雑報》

○右盲啞学校開校の節緒方軍医正と共に臨席せられし松井軍医は眼科に於ては最も有名なる人なるが同日帰宅して社友は語られしには日本人は何故ろく自己の身体を自棄すること甚しきや今日余が目あたり検せし処の盲人の中にも治療すべき者多分ありき然るに抽んで、治療を受けん事を願ふ者絶えて無き程にて自分は最早盲人の部類なれば兎ても両眼を具へたる人間には伍しがたとしと自己に妄信して自棄そる者のみありき日本第二の都府名医に富むこと斯の如きの土地にして盲目ならざる盲人多きを見れば日本全国あらゆる僻地に巡回せば許多の盲人過半は治療を施して明うなる眼となしつべし云々といはれたりされば世の目を憂ふる者の必しも自己に盲人ありと自信せぞ名医に就きて治療を求むるこそ肝要なるべけれされど一丁字も読めぬなど、云ふ無学の青盲はお医者さんでも有馬の湯でも癒えがたければ矢張学校の教師でも頼んで弊社の新聞でも取て（これはお負け）智識を開くが肝要でござろう何よしでも盲目が目に見える様な療治が出来る様になったは結構な時節でござる

○開校式の日に盲人の開眼検査を行なった松井軍医の所感が、上記（記事No.3 0）の開校式の記事とともに掲載されていた。（文献 30）

No.3 2 明治12 (1879)、11、13 (朝日)

○當府盲啞学校は去八日より開業になり就学生徒四拾名の内盲生徒拾五名内八名は予て記せし通り緒方軍医の施療の診断に依りて治療し得べき者なれば此頃同氏の施療を受け追々実効を奏するに至れりと実に該生徒の幸甚なり

○又同校長遠山氏は盲啞の教育法に老熟なる人にて前に西京の盲啞院を開かれしも同氏の尽力なりしが来年三月に至れば鹿児島県へ盲啞院開設に赴むかれる筈なりと

○大阪模範盲啞学校々長遠山憲美が京都盲啞院の開設に尽力したように、翌年3月に盲啞院開設のため、鹿児島へ赴くという記事。鹿児島で最初に聾啞学校が設立されたのは、明治33 (1900) 年7月5日である。

No.3 3 明治12 (1879)、11、16 (朝日)

《雑報》

○鹿児島県にも盲啞学校を設立さるゝとの説は前日に報道せしが去十三日広島県士族横田三郎といへる人が

當地へ来られ盲啞学校を一覽し了り該校則を打合せ帰県の上盲啞学校を設立する目的なりと云ふ

○盲啞学校設立のため、広島模範盲啞学校へ訪問見学し、校則を打ち合せしたという記事。

No.3 4 明治12 (1879)、11、19 (大坂)

《雑報》

○盲啞学校は是まで召募の定期ありしところ以来期限を定めざて入校と差許さるゝ事になりしといふ

No.3 5 明治12 (1879)、11、19 (朝日)

《雑報》

○盲啞学校は是まで生徒を募集するに定期ありしが定期を廃し何時にても入学を許されると

◎（記事No.3 4・3 5）開校当時は生徒の入学期日を指定していたが、まもなく方針が変わり、定員数までは常時入学を許可することになった。収容人数に余裕があったのと、就学の道を開くためにとられた措置である。（文献 31）

No.3 6 明治12 (1879)、11、21 (大坂)

當府模範盲啞学校生徒定員満員迄ハ期月ニ不拘引續キ入学可差許候條本校規則ニ照シ出願可致候事  
明治十二年十一月十八日 大阪府 廣告

《廣告》

○當府模範盲啞学校生徒定数満員迄ハ期月ニ不拘引續キ入学可差許候條本校規則ニ照シ出願可致候事

明治十二年十一月十八日

大阪府

No.3 7 明治12 (1879)、11、30 (朝日)

《雑報》

○盲啞学校の盲生八人の内四人は過日来緒方軍医正松井軍医の治療にて精眼となり本人は固より父兄の喜悅大方ならずと二氏の眼病と治せられるの妙に実に驚べく眼病を患ふる人は両氏の内に治を乞はるべし

◎緒方軍医・松井軍医の盲人の開眼検査と治療がすこぶる良好であることを記事で知らせている。



No.3 8 明治12 (1879)、12、11 (大坂・朝日)

當學校ニ於テ以來毎月第三土曜日陸軍一  
 及其他ノ盲人ト雖モ眼疾治不治ヲ諸方陸軍一  
 等軍醫正之ヲ檢シ施療相成候條志願ノ者ハ前  
 日迄ニ申出候事  
 明治十二年十二月十日

大阪模範盲啞學校

《廣告》

當學校ニ於テ以來毎月第三土曜日ヲ以テ生徒及  
 其他ノ盲人ト雖モ眼疾治不治ヲ諸方陸軍一  
 等軍醫正之ヲ檢シ施療相成候條志願ノ者ハ前日迄ニ可申  
 出候事

明治十二年十二月十日  
 大阪模範盲啞學校

◎大阪模範盲啞學校では、毎月第三土曜日に大阪鎮台  
 病院長緒方惟準が来校し、盲生徒や盲人たちの開眼檢  
 査を行なうので、志願する者は前日までに申し出る事。

No.3 9 明治12 (1879)、12、27 (朝日)

《雜報》

○當府模範盲啞學校に於て去廿三日試験ありし所開校  
 以來未だ日数も経ざるに下等第五級を卒業せし者四人  
 ありて初めて証書授与式を行われ次に褒賞物等を渡さ  
 れ又手芸課にても試験の上賞与を得る者ありと又廿日  
 は月例の検眼日にて緒方松井の両医伯が該校に出張あ  
 りて盲生を診察せられしに受檢の者七人内一人は半眼  
 全く明視するに至るべき者一人は暗眼の朦朧物を弁す  
 べきまでに至るべき者尚ほ二人は近視眼全治すべき者  
 ありと抑も検眼施行の事は校長遠山氏が開校の節緒方  
 君に乞ひて一度療否の診断を受けしが誠に盲生の為に  
 慈善の舉なればとて月例に検眼を施されし事になし事  
 となん

◎12月12日には、学務課五等属大庭景明が本校の監  
 事兼勤を命じられた。(文献32)

◎12月23日の定例試験では、開校以来日も浅いの  
 に、下等第五級を卒業して進級する生徒を4人も出し、は  
 じめての証書授与式が举行された。また、12月20日  
 (第三土曜日)の検診の結果は、被檢者7人のうち、  
 一人は半眼の視力の回復が可能で、他の一人は物の弁  
 別ができるまでに回復し、近視眼の二人は全快をする  
 ことが判明した。(文献33)

No.4 0 明治13 (1880)、1、17 (大坂)

《大阪日報》

紳士ノ責任

我大坂ニ於テ學校等ニ模範ノ二字ヲ冠スル者アリ日  
 ク模範盲啞學校ナリ日ク模範幼稚園ナリ而シテ師範學  
 校ノ如キモ亦模範ノ意味ヲ同スル者ノ如シ是等ハ渾テ  
 一ツノ模型ヲ作ル多クノ學校教師ヲ養成シ多クノ幼稚  
 園ヲ作り多クノ盲啞校ノ鑑ニトスコトヲ示スノ名称  
 ナリ左レド此模範校園ヲ作クル当初ノ目的ハ大阪府管  
 内ニ止リテ他管ニ及ボス者ニ非ズ (以下略)

◎この記事は、大阪模範盲啞學校の名称を用いた理由  
 が述べられている。模範盲啞學校や模範幼稚園(記事  
 No.3を参照)など、これらの模範校園を規範として、  
 同種の學校が大阪府の管下の各地に設置されることを  
 期待する意図に出たものである。(文献34)

◎大阪府が模範盲啞學校を開設したことに刺激された  
 隣県の堺県でも明治12年末ごろ、盲啞學校の設立を計  
 画していたようであるが、翌年6月に模範盲啞學校が  
 廃校になったうえ、明治14年には堺県そのものが大阪  
 府に併合されたので、実現にいたらなかった。(文献35)

◎「大阪府ニ於テ模範盲啞學校ヲ設立セリ而シテ其教  
 員ハ京都ニ七名大阪ニ二名アリテ生徒ノ数ハ京都ニ七  
 十一名大阪ニ十五名アリ」(文献36)大阪模範盲啞學校  
 の12月末日現在の概況は、教員2名で、生徒は15名  
 と報告されている。

No.4 1 明治13 (1880)、2、21 (大坂)

當校開設以來毎月第三土曜日陸軍緒方一等軍  
 醫同松井軍醫篤志ヲ以テ盲人眼疾檢査相成施藥  
 等致來候處即今繁務且施行等ニ付行届難ク  
 以後相止候段被申出候ニ付此旨廣告ス  
 十三年二月廿日

大阪模範盲啞學校

《廣告》

當校開設以來毎月第三土曜日陸  
 軍緒方一等軍醫同松井軍醫篤志  
 ヲ以テ盲人眼疾檢査相成施藥  
 等致來候處即今繁務且施行等  
 ニ付行届難ク以後相止候段被  
 申出候ニ付此旨廣告ス  
 十三年二月廿日  
 大阪模範盲啞學校

No.4 2 明治13 (1880)、2、21 (朝日)

《雑報》

○盲啞学校へ派出して盲人を検査し施薬をせられし陸軍々医正緒方君同軍医松井君には御用多忙又は他出の都合ありて昨日限り出張施療を一先止められしと

◎緒方・松井両軍医が繁忙で、治療が十分にできかねるとの理由で明治13年2月には中止されてしまった。(文献38)

◎明治13年5月15日の夜、軍医監兼薬劑監に栄転して、大阪を去る緒方維準の送別宴が催おされたとき、日柳学務課長は盲生の開眼検診に寄せた好意を感謝して祝詞を呈している。(文献39)

No.4 3 明治13 (1880)、2、24 (大坂)

《雑報》

○盲啞学校の教師遠山氏は何故\_\_辞表を出せしに付盲啞生徒より歎願書をその筋へ出したりと聞く

No.4 4 明治13 (1880)、2、24 (朝日)

○盲啞学校教師遠山氏が今度辞職せらるゝを生徒が大きく惜み何とぞ是迄の通りに勤めて居て貰ひたいと盲啞生徒十余名が連署して知事へ免職のなき様歎願せしと

No.4 5 明治13 (1880)、2、26 (朝日)

《雑報》

○盲啞学校の教師遠山氏が辞表を出されしに付き盲啞生より知事君へ同氏を永く奉職せしめられる様歎願せし旨を過日記載せしが右の歎願は盲啞生よりせしに非らず啞生六名よりせし事なりと同校啞生酒井習より投書ありたり

◎No.4 3～4 5の記事は遠山憲美氏の辞職を取り消してほしいと知事に歎願書を出した内容である。No.4 4はNo.4 3の記事間違いを指摘した内容で、大阪模範盲啞学校啞生の名前がはじめて記載された。啞生の名前は、酒井習。彼は、歎願書を知事に提出したのは盲啞生ではなく、啞生6名だとこの記事で述べている。

No.4 6 明治13 (1880)、3、16 (朝日)

《雑報》

○當府師範学校内なる盲啞学校の教師遠山氏が辞職せられしに付四等訓導柴田麟太郎氏が其跳役に任ぜられしと

◎遠山憲美の退職に伴い、四等訓導の柴田麟太郎が任

命された。柴田麟太郎は西区の安喜良小学校に勤務していた。(文献40)

参照：柴田麟太郎については『大阪府官員録 明治10年7月』に「第三区第九番阿波座学校在勤」に五等訓導兼監事として記載あり。(文献41)『大阪府管内小学一覽』に「安喜良」小学の教員に名前が記載あり。(文献42)安喜良小学校については(文献43)を参照の事。

◎「此二校(筆者註：京都と大阪)ハ皆当府庁ノ直轄ニ係リ真ニ有志人民ノ慈意ニ出デタルニ非ズシテ其校費ノ増減維持ノ方法等ハ悉ク府会ノ議決ニ基因スルヲ以テ其向來ノ盛衰弛張ノ如何ニ至リテハ未タ今日ニ於テ豫メ之ヲ想定スルコト能ハザルモノアリ」(文献37)

大阪模範盲啞学校は、民間の慈善活動によって建てられた学校ではない。学校が維持できるかどうかは全て大阪府議会の議決に委ねられた。時流に卓越した見識を持っていた渡辺知事が、5月4日付で元老院議員に転出したことは、教育に無理解な府会議員たちに反撃をあたえ、ついに本校の存続をも許さなくなったのである。(文献44)

No.45 明治13 (1880)、6、2 (朝日)

《大阪府会傍聴記》

(略)岡本君曰く盲啞学校は不急の者と信ず此費目を廃せられんことを望む 岡君西川君同意す 種々討論の末岡本君の動議に決す

◎明治13年5月31日の府会は、第五号支出議案のうち、盲啞学校費の部の審議を行なった。このとき議員高木半(江戸時代の大阪における十人両替、平野屋の最後の主人)は、西川甫(議長)・岡本条太郎(副議長)らの反対派を向こうにまわして、ただひとり、特殊教育のために熱弁をふるったが、「盲啞学校は、帝国の首府である東京にもまだ設けられていないうえに、たとい大阪に設けても、多くの入学者を期待することはできないから、地方税を支出してまで設ける必要はない」との西川・岡本の意見が大勢を制し、結局明治13年度の盲啞学校予算766円7銭6厘の金額を削除してしまった。(文献45)

参考：「府会会の弊害」(1880年7月4日「大坂日報」論説)「大坂府明治十三年度地方税収入并支出予算」(1880年7月22日論説)(文献46)

No.45 明治13 (1880)、7、3 (朝日)

《大阪府録事》

○第九拾貳号

府立中学校盲啞学校本日限り廃止候條此旨布達候事  
(但中学校の義は有志者の齎金にて更に私立とし維持候事)

明治十三年六月三十日 大坂府知事建野郷三

◎明治13年5月31日に開会された大阪府会で大坂模範盲啞学校の校費が予算案から削除されたことが議決され、6月30日をもって、廃校となった。当時の本校の職員は2名、盲生2名、啞生11名であった。(文献47) そこで大阪府会で否決されるまでの経過を別の2つの文献から引用してみた。

◎ (文献48) より

明治十三年自五月二十日至七月三日

通常府会議事摘要

(略)

一 第五号 学校費

可決動議

(略)

盲啞学校費全部削除ノ修正

【原案】 参千百拾五円九銭六厘ノ金額ヲ削除ス

【同理由】 帝国ノ首府タル東京ニ於テスラ未タ設ケラレス仮令之ヲ設クルトモ入校生少カラン依テ不急ト認ムルヲ以テ之ヲ廃スルヲ要ス

【発議者】 二十七番 (岡本)

◎ (文献49) より

九七話 浪華に臥龍五十年

(略)

明治十三年五月三十一日午前十時十分開議、出席午前廿三人、午後廿二人、欠席九人、午後一人を加ふ。岡本條太郎氏議長席に着き、第五号支出議案学校費中盲啞学校の部の第一次会を開く旨を報じ、且曰く拙者は此議案に就ては、聊か意見を陳ぶるの希望あるを以て、席を十五番に譲ると述べ則ち退て議員につく、十五番之に代つて議長となれば、書記乃ち左の議案を一読す。  
金七百六拾六円四拾七銭六厘 盲啞学校費

内

金六百五円貳拾参銭九厘

四区の地方税を以て支弁すべき分、但郡区の戸数を目安とし区は三、郡は一の割合

金百六拾一円貳拾参銭七厘

七郡同上、但前同断

内

金百八拾円

雇月給

金三百五拾六円拾銭

給与

金四円

運輸費

金三円

郵便税

金四拾円

修繕費

金二円

接待費

金三円

旅費

金十一円六十四円

諸器什

金九十六円七十三銭六厘

消耗費

金五十円

授業用品

金二十円

土木費

廿七番 岡本條太郎

曰盲啞学校費に対する費額は、十三年度の地方税より支出するを得ず、何となれば曩(さき)に説明をうけたるに、良きことは則ち良きことなれども、まづ不急とすればなり。と、此の動議は十一番岡信太郎、五番西川甫二人の賛成を得て頓に議場の問題となる。

廿二番 高木半

曰盲啞にして書を読むを得せしめば、今まで廢物たりしもの、助かることなれば原案に賛成す。

廿七番 岡本條太郎

日本員も固より盲啞を教育するの良きを知ると雖も、良きことなればとて盡く之を興す時は、地方税の多きに堪えず。

卅二番 高木半

曰盲啞校は東京にも西京(筆者:京都)にもあり、我が大阪に於て之あるは至當なり、又、七百元にて地方税に堪えずと云は解しがたし、良きことと思はば置く方が然るべし。

五番 西川甫

之を駁して曰、三十二番は七百元を少なりとし、地方税より支弁するは易々たるべしといふ、然れども金額の多寡は暫く措き、緩急輕重を考慮し論究せざるべからず、且東京に於て盲啞院あるは未だ聞かざる所なり。

卅二番 高木半

東京に在るといひしは想像なり

五番 西川甫

曰、既に輦轂(れんこく)の下にてすら未だ設立せられず、また地方税にては中々以て盲啞を訓誨するまでには行届かず、又説明書に由れば四区中六年以上廿年未滿のもの、八十名あれも入校せしは僅々十一名なりとあり、是不急と確認する所以なり。

卅二番 高木半

又曰、東京に未だこれなきものにして、大阪に之あるも亦美ならずや。

議長 安井健治

論も既に酣（たけなわ）なりまづ卅七番の盲啞学校に対する費額は、地方税より支弁するを以て不急とするとの動議に、同意する者を起立せしむ、起立二十八人過半数なるを以て、此の費用を地方税より支出せざるに決す。議長は念の為、第二次会を開くや否なやを問はんと即ち開くを可とする者は起立せしは、一人の起立する者なし依て開かざるに決す。

（以下略）

◎「東京に盲啞学校がある事は想像である」と高木半議員が回答しているが、すでに明治13年1月5日に楽善会訓盲院（現在、筑波大学附属盲学校及び聾学校の前身）の事務を開始し、2月13日に盲生に限り入学を許可した。（啞生徒は同年6月30日に入学許可。）このことを高木半議員は知らなかったのである。（文献50・51）

これまでに検索した新聞は、およそ下記の発行分である。

「大坂日報」	「朝日新聞」
明治11年2月	明治12年10月～12月
明治12年2月～12月	明治13年1月～7月
明治13年1月～7月	

<参考・引用文献>

(文献1)『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』1997年7月20日発行／岡本稲丸著 P 136

(文献2)『京都府盲啞院設立一件』昭和55年3月31日発行／京都府立盲学校資料室 P 262

(文献3)『新修大阪市 第5巻』平成3年3月31日発行／大阪市 P 717

(文献4)『新修大阪市 第5巻』平成3年3月31日発行／大阪市 P 705

(文献5)『日本で初めての盲啞学校の創設に尽力した愛媛県人「遠山憲美」について』松山聾学校 矢野良著（『会誌 第4号』平成元年三月十九日発行／愛媛県高等学校長協会）

(文献6)『大阪市立盲学校60年史』昭和35年10月13日発行／大阪市立盲学校60年史編集委員会編 P 3

(文献7)『明治の小学校一学制から小学校令までの地方教育一』昭和48年2月20日発行／大森久治著 P12～13

(文献9)『新聞に見る人物大辞典 第5巻（へ～わ）／全5巻』1994年5月24日／相川仁董著

(文献10)『大阪市立盲学校60年史』昭和35年10月13日発行／大阪市立盲学校60年史編集委員会編 P 4～5

(文献11)『大阪市の歴史』1999年4月20日発行／大阪市史編纂所 P 250

(文献12)『明治の小学校一学制から小学校令までの地方教育一』昭和48年2月20日発行／大森久治著 P171～172

(文献13)『新修大阪市 第5巻』平成3年3月31日発行／大阪市 P 717

(文献14)『日本帝国文部省年報〔第10冊〕第七』明治12年／文部省 P 42

(文献15)『大阪市立盲学校60年史』昭和35年10月13日発行／大阪市立盲学校60年史編集委員会編 P 5～6

(文献16)『大阪市立盲学校60年史』昭和35年10月13日発行／大阪市立盲学校60年史編集委員会編 P 10

(文献17)『聾啞教育』第63号 昭和16年5月20日発行／日本聾啞教育会 P19～23

(文献18)『聾啞教育』第63号 昭和16年5月20日発行／日本聾啞教育会 P19

(文献19)『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』1997年7月20日発行／岡本稲丸著 P 176

参考：「啞五十音字形手勢（形象五十音文字）」は『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』P178及び『古川氏盲啞教育法』P116～119に記載、「瘡啞手勢五十音」は『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』P106、「五十音手勢捷法（五十音符号手勢）」は『古川氏盲啞教育法』P120～124に記載されている。

(図1)『聾啞教育』第63号 昭和16年5月20日発行／日本聾啞教育会 P 20

(文献20)『大阪市盲教育70年史』昭和45年10月13日発行／大阪市立盲学校 P 7

(文献21)『大阪市立盲学校60年史』昭和35年10月13日発行／大阪市立盲学校60年史編集委員会編 P 10

- (文献 22)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P16
- (文献 23)『東京教育大学附属聾学校の教育 ―その百年の歴史―』昭和 50 年 11 月発行／東京教育大学附属聾学校 P48
- (文献 24)『東京教育大学附属聾学校の教育 ―その百年の歴史―』昭和 50 年 11 月発行／東京教育大学附属聾学校 P50
- (文献 25)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P11
- (文献 26)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P11～12
- (文献 27)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P1～3
- (文献 28)『明治の小学校―学制から小学校令までの地方教育―』昭和 48 年 2 月 20 日発行／大森久治著 P13
- (図 2)『大坂細見全圖』明治十三年五月／中井孫治編輯・出版人：岡田藤三郎、濱本伊三郎（大阪府立中之島図書館所蔵）
- 原本は大阪府立中之島図書館にあり、閲覧は可能だが複写は禁止。図書館で焼き増しした地図のコピーが所蔵されており、それを複写した。
- 地図の上側に大阪城があり、南側の通り一筋目に「内久宝寺丁」が記載されている。「内久宝寺丁」から南北一筋目のあたりに「大阪府師範学校」があり、大阪模範盲啞学校はその辺りだろう。
- 『大坂細見全圖』の下側に「大阪府所管衛名位置」があり、「盲啞学校 内久宝寺町二丁目」と書かれている。
- 『大坂細見全』
- (文献 29)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P13
- (文献 30)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P13
- (文献 31)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P14
- (文献 32)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P14
- (文献 33)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P14
- (文献 34)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P11
- (文献 35)『大阪府教育百年史 第一巻 概説編』昭和 48 年 3 月 30 日発行／大阪府教育委員会発行
- (文献 36)『日本帝国文部省年報〔第 10 冊〕第七』明治 12 年／文部省 P42
- (文献 37)『日本帝国文部省年報〔第 10 冊〕第七』明治 12 年／文部省 P42
- (文献 38)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P15
- (文献 39)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P16
- (文献 40)『養護教育百年』昭和 53 年 11 月 22 日発行／養護教育百年大阪記念会記念誌編集委員会 P17
- (文献 41)『大阪府教育百年史 第二巻史料編』1971 年 3 月発行／大阪府教育委員会 P523
- (文献 42)『大阪府教育百年史 第二巻史料編』1971 年 3 月発行／大阪府教育委員会 P538
- (文献 43)『西区史 全三巻』第三巻 昭和五十四年五月三十一日発行／西区史刊行委員会 P154
- (文献 44)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P17
- (文献 45)『大阪府教育百年史 第一巻 概説編』昭和 48 年 3 月 30 日発行／大阪府教育委員会発行 P589
- (文献 46)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P21
- (文献 47)『大阪市立盲学校 60 年史』昭和 35 年 10 月 13 日発行／大阪市立盲学校 60 年史編集委員会編 P22
- (文献 48)『大阪府会史 第一編』明治 33 年 7 月 6 日発行／大阪府内務部

(文献 49)『日本聾啞秘史 言わぬ花』昭和十五年拾一月五日発行／伊藤薺一著

(文献 50)『大阪府教育百年史 第一巻 概説編』昭和48年3月30日発行／大阪府教育委員会発行 P589

(文献 51)『東京聾啞学校六十年史』昭和十年十月三十日発行／東京聾啞学校

<その他の参考文献>

- 『大阪市立聾学校六十五年史』昭和41年10月13日発行／大阪市立聾学校
- 『大阪市立聾学校七十年史』昭和四十七年三月三日発行／大阪市立聾学校
- 『聾教育百年のあゆみ』昭和54年12月15日発行／財団法人聴覚障害者教育福祉協会
- 『盲・聾教育八十年史』昭和三十三年十一月二十六日発行／文部省
- 『京都府盲聾教育百年史』昭和53年3月31日発行／盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会
- 『明治維新人名辞典』昭和56年9月10日発行／日本歴史学会編・吉川弘文館